**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十二年二月十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年二月二十七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年二月四日

千葉県浦安市入船一丁目五番二号

株式会社リエイ

代表取締役　椛澤　一

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十二年二月十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年三月三日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年二月四日

東京都羽村市神明台二丁目五番一号

松菱金属工業株式会社

代表取締役　長谷　勝紀

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十二年二月十九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十二年二月四日

東京都渋谷区渋谷三丁目二八番一三号

株式会社トランザクション

代表取締役　石川　論

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十二年二月十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十二年二月四日

大阪市中央区高麗橋四丁目六番一七号

住化農業資材株式会社

代表取締役社長　西原　正明

**合併につき株券等提出公告**

当社は、合資会社坂井正記商店と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年二月四日

福岡県久留米市六ツ門町一九番地の六

株式会社エム・さかい

代表取締役　本村　政敏

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である岩松泰正が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年二月四日

東京都新宿区西早稲田二丁目一四番二号

ハワイアン・キャンディーズ・アンド・ナッツ・リミティッド

日本における代表者　岩松　泰正

**限定承認公告**

本籍東京都港区虎ノ門三丁目一二番地、最後の住所東京都調布市多摩川四丁目二〇番地一四

被相続人　亡　西山　保

右被相続人は平成二十一年十一月二十六日死亡し、その相続人は平成二十二年一月二十五日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月四日

東京都世田谷区北烏山一丁目四八番七号

限定承認者　西山　治

**限定承認公告**

本籍奈良県奈良市法蓮町五六番地の五、最後の住所奈良県奈良市法用町四一番地の四

被相続人　亡　荒木　信行

右被相続人は平成二十一年八月八日死亡し、その相続人は平成二十二年一月十九日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月四日

奈良県奈良市六条町一七二番地の二

相続財産管理人　原　邦夫

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を金二十七億千七百万円減少し、発行済優先出資五万四千三百四十口を一口に対して金五万円をもって有償消却することとしましたので（優先出資の消却に要する金額は金二十七億千七百万円である。）、この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年五月二十日付官報の号外第一〇四号一二六頁に掲載されています。

平成二十二年二月四日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

習志野3特定目的会社

取締役　堤　一浩

**訂正公告**

平成二十二年一月二十二日（号外第十四号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名欄中、「スチェアード・チェンバース」とあるは「藤本勝司」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年二月四日

東京都港区三田三丁目五番二七号

日本板硝子株式会社

代表執行役　藤本　勝司

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 二 | 一 | 一九 | 終りから一三 | 終りから一二 |
| 二四 | 一 | 下一七 | 大分類Ｆ | 大分類Ｅ |
| 三二 | 一 | 一九 | 〃 | 〃 |
| 四〇 | 二 | 三 | 〃 | 〃 |
| 四八 | 上 | 六 | 〃 | 〃 |
| 五四 | 一 | 一九 | 〃 | 〃 |

五五ページ上段一四行目中「公号」を「公　第　譲第」に、」を削除する。

同ページ上段一六行目中「公号」を「公　吸分第　第」に、」を削除する。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 五五 | 上 | 二〇（終りから一二） | 公　共移第 | 公　第 |
| 〃 | 〃 | 一三 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 下 | 一〇（終りから一三） | 公　共分第 | 公　第 |

五五ページ上段終りから一四行目中「公号」を「公　共分第　第」に、」を削除する。

同ページ上段終りから一一行目中「公号」を「公　合第　第」に、」を削除する。

同ページ上段終りから九行目中「公号」を「公　譲第　第」に改め、」を削除する。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 五五 | 上 | 四（終りから） | 公　株第 | 公　第 |
| 〃 | 下 | 二 | 公　株第 | 公　第 |

五五ページ下段八行目中「公号」を「公　吸分第　第」に改め、」を削除する。

同ページ下段終りから一三行目中「公号」を「公　共分第　第」に改め、」を削除する。

同ページ下段終りから一〇行目中「公号」を「公　合第　第」に改め、」を削除する。

平成二十一年十二月二十一日（号外第二百六十九号）総務省告示第五百五十五号（統計法第二十八条の規定に基づき、職業に関する分類を定める件）

（原稿誤り）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 三八 | 三 | 一（終りから） | Ⅲ 2(4)イ(イ) | 2(4)イ(イ) |

平成二十一年十二月十日外務省告示第五百五十七号（アジアゼネ菜研究・開発センター憲章の一部改正に関する件）

（原稿誤り）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 〃 | 三 | 一 | 第十一条第七項 | 第十条第七項 |
| 〃 | 四 | 一 | 終りから二行目と一行目の間に次の一行を加える。 | |
| 〃 | 〃 | 一（終りから一四） | 第四条第七項6中「技術顧問団」 | |
| 〃 | 〃 | 一 | を「執行委員会」に改める。 | |
| 〃 | 〃 | 一五 | 一 | 一五 |
| 〃 | 〃 | 二 | 一六 | 一六 |
| 〃 | 〃 | 二二 | 一七 | 一七 |
| 〃 | 〃 | 二四 | 一八 | 一八 |
| 〃 | 〃 | 一七 | 一九 | 一九 |
| 〃 | 〃 | 一八（終りから一四） | 二〇 | 二〇 |
| 〃 | 〃 | 八 | 二一 | 二一 |
| 〃 | 〃 | 一九 | 五二〇 | 二二 |

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月四日付第二三号九六ページ

ージ●同日付政府調達第二三号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）